

世羅町再犯防止推進計画



令和 4 年 9 月

世 羅 町

目 次

第1章	計画策定の目的等	1
1	計画策定の目的	
2	計画の位置づけ	
3	計画期間	
4	「犯罪をした者等」の定義	
第2章	犯罪情勢	3
1	犯罪をした者等の状況	
2	世羅町内の再犯者数、再犯者率	
第3章	基本方針	5
1	基本方針	
2	重点項目	
第4章	取組事項	6
1	就労・住居の確保等	
2	福祉サービス等の利用の促進等	
3	学校教育・青少年育成に関する取組	
4	広報・啓発活動の推進等	
第5章	資料等	10
1	世羅町内の再犯防止推進関係団体の状況	
2	再犯の防止等の推進に関する法律	

第1章

計画策定の目的等

1 計画策定の目的

全国の刑法犯の検挙人数は減少傾向にあり、刑法犯により検挙された再犯者についても、平成18年にピークに達した以降は減少傾向にあるものの、再犯者の割合（再犯者率）は、平成18年の38.8%から令和2年には49.1%と増加傾向にあります。

また、広島県内における令和2年の再犯者率は、50.9%と全国よりも高水準となっており、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

このような状況の中、国においては平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。これを受け、広島県においても令和3年3月に「広島県再犯防止推進計画」が策定されました。

そこで、本町においても「世羅町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

3 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、社会情勢の変化や国・県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

4 「犯罪をした者等」の定義

本計画において「犯罪をした者等」とは、法第2条1項で定める者で、犯

罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者を指します。

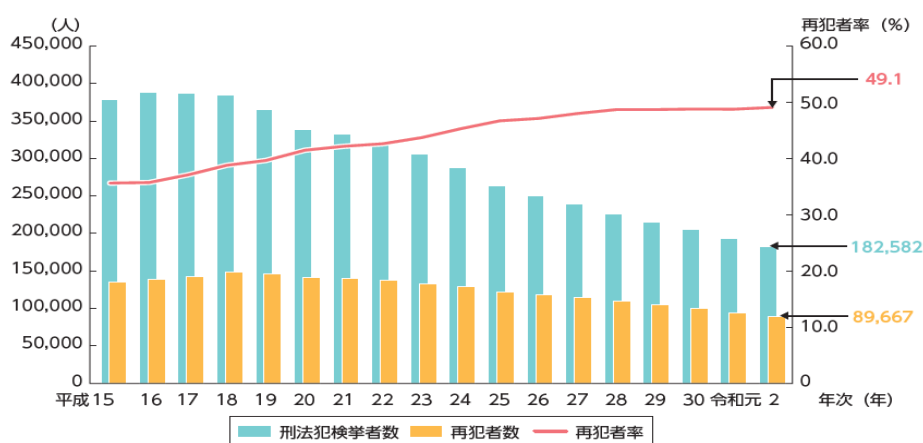
第2章

犯罪情勢

1 犯罪をした者等の状況

(1) 再犯者数、再犯者率（全国）

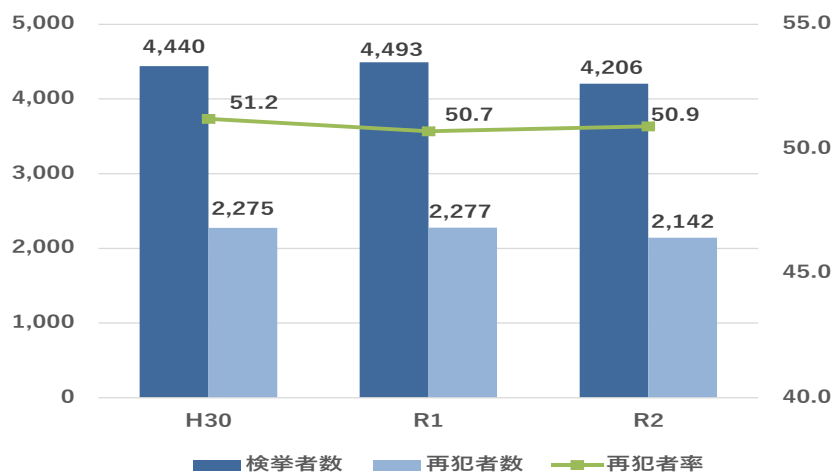
再犯者数（刑法犯）は減少傾向ですが、初犯者数の減少により、再犯者率は増加傾向にあります。



「令和3年再犯防止推進白書」から抜粋

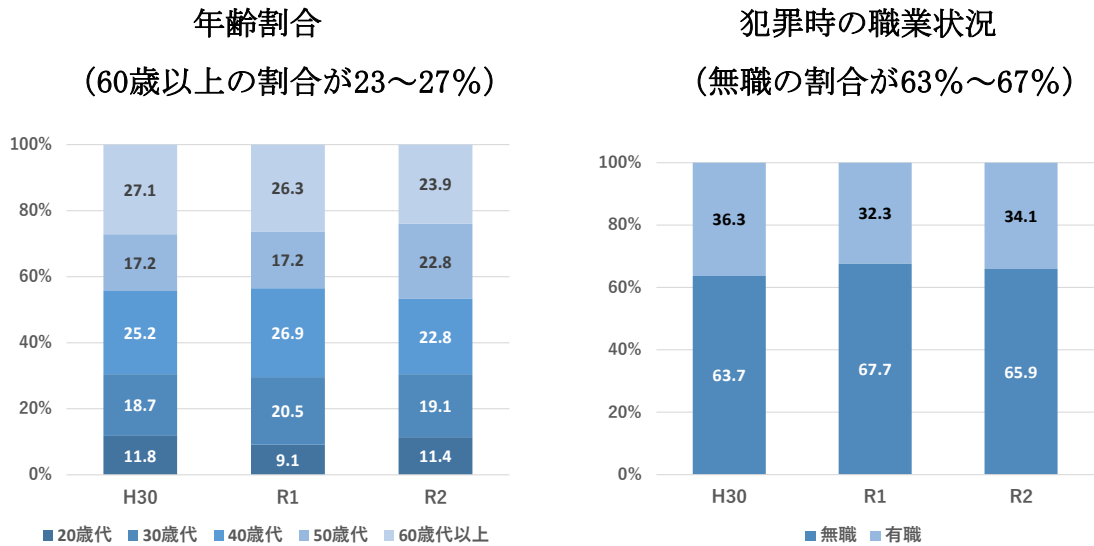
(2) 再犯者数、再犯者率（広島県）

再犯者数（刑法犯）は横ばいですが、再犯者率は継続して5割を超え、全国よりも高い状況にあります。



法務省大臣官房秘書課調査を基に世羅町で作成

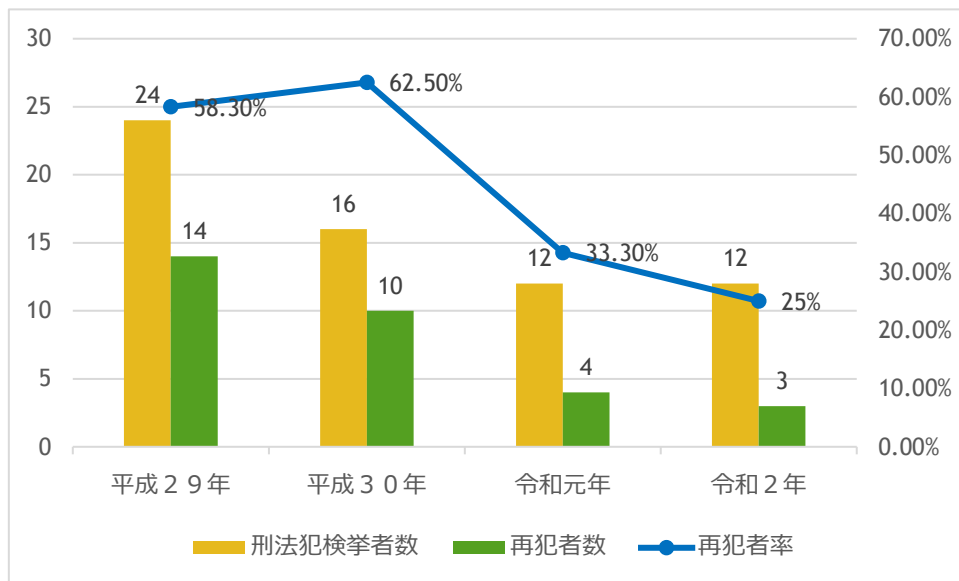
(3) 受刑者の状況（広島県）



法務省大臣官房秘書課調査を基に世羅町で作成

2 世羅町内の再犯者数、再犯者率（少年データを除く）

再犯者数（刑法犯）、再犯者率はともに減少傾向ですが、再犯者率はいまだ25%であり、再犯防止の推進が求められます。



法務省矯正局提供データを基に世羅町で作成

第3章

基本方針

1 基本方針

法第3条の「基本理念」及び国の再犯防止推進計画、広島県再犯防止推進計画を踏まえ、関係機関などと連携を図り、再犯防止に取り組みます。

2 重点項目

犯罪をした者等の立ち直りを支援し、町民が安全・安心な生活ができる社会の実現を目指し、次に掲げる重点項目を設定します。

- 1 就労・住居の確保等
- 2 福祉サービス等の利用の促進等
- 3 学校教育・青少年育成に関する取組
- 4 広報・啓発活動の推進等

第4章

取組事項

1 就労・住居の確保等

(1) 就労の確保

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者であり、また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっていることから、就労先を確保するための支援に取り組みます。

ア 関係機関との連携

特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構、ハローワーク等と連携しながら就労の確保に向けた取組を行います。

(総務課・商工観光課)

イ 協力雇用主制度の周知及び協力雇用主の開拓

町民に協力雇用主制度について周知を図るための広報に努めるほか、多様な業種において、協力雇用主への登録が進むよう、協力雇用主の広がりへの協力を行います。

(総務課・商工観光課)

ウ 世羅町社会福祉協議会との連携

生活困窮者自立支援制度の相談窓口である、世羅町社会福祉協議会と連携し、犯罪をした者等の生活安定を図ります。

(福祉課)

(2) 住居の確保

刑事施設を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されない

まま出所しており、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかとなっており、帰住先の未確保が再犯リスクとなっているため、犯罪をした者等の住居を確保するための支援に取り組みます。

ア 公営住宅での受け入れ等

高齢者、障害のある者、失業者等で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者について、優先的な選考を行う対象者として配慮します。

(建設課)

イ 住宅確保要配慮者に対する居住支援

特別な事情を有するため民間賃貸住宅への入居が制限されるなどの居住先を確保することが難しい住宅確保要配慮者^{※1}に対する居住支援策等について研究を進めます。

(建設課・福祉課)

※1 住宅確保要配慮者…低所得者、被災者、高齢者、障害のある者等、住宅の確保に特に配慮を要する者です。

2 福祉サービス等の利用の促進等

高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。

また、知的障害のある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっており、適正・適切なサービスの提供ができるように努めます。

高齢者・障害のある者等への支援

広島県地域生活定着支援センター^{※2}や世羅町地域包括支援センター等と地

域の支援関係者や関係機関との連携を強化し、犯罪をした高齢者や障害のある者に対して、その状況に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう支援します。

(福祉課)

※2 広島県地域生活定着支援センター…矯正施設を退所した後に自立した生活を営むことが困難な場合、保護観察所と協働して、福祉サービスの利用を援助することなどにより、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援を行います。

3 学校教育・青少年育成に関する取組

学校や地域における非行の未然防止に向けた取組を推進し、さらに、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援ができるよう努めます。

(1) 児童の規範意識の醸成

学校教育において、犯罪を起こさない規範意識の醸成を図ります。

(学校教育課)

(2) 犯罪防止教室等の推進

警察等と協力し、非行防止のため、犯罪防止教室等を推進します。

(学校教育課)

(3) 警察との連携

児童生徒が違法行為等を行った場合、警察と連携を図り、学校としての指導を行っていきます。

(学校教育課)

(4) 復学支援

矯正施設等から出所して復学する児童生徒がいる場合は、適切に教育を受けられる環境を整えるなどの配慮を行います。

(学校教育課)

4 広報・啓発活動の推進等

犯罪をした者等が社会復帰するためには、自らの努力を促すだけでなく、社会において孤立することのないよう、町民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

(1) 「社会を明るくする運動」等における啓発活動の推進

犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」のほか「再犯防止啓発月間（7月）」を通じて、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生に対する地域の理解促進に取り組みます。

(総務課)

(2) 民間団体等との連携強化等

更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会、協力雇用主などと連携を図るとともに、当該団体等の活動を周知し、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。

また、世羅郡防犯組合連合会など、犯罪を防止する活動を行う団体等への支援を行います。

(総務課)

第5章

資料等

1 世羅町内の再犯防止推進関係団体の状況

(令和4年4月1日現在)

(1) 保護司会

保護司は、犯罪・非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、地域で保護観察官と協働して保護観察を受けている人と面接を行い、指導や助言をするほか、刑事施設や少年院に入っている人がスムーズに社会生活を営めるよう帰住先の生活環境の調整や相談を行っています。

世羅町内では10名の保護司が活動しています。

(2) 更生保護女性会

「安全・安心に暮らせる地域づくり」を目的とし、犯罪や非行の未然防止のための啓発活動、犯罪をした者等の更生に協力、青少年の健全育成等の活動を行うボランティア団体です。

世羅町内では22名が参加しています。

(3) 協力雇用主会

犯罪をした者等の前歴にこだわらず積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業主の方です。

世羅町内では、8事業者が登録を行っています。

2 再犯の防止等の推進に関する法律

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を

図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業

主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策

を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

世羅町再犯防止推進計画

令和4年9月

世羅町 総務課

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原123番地1

電話 0847-22-1111

FAX 0847-22-2768

E-Mail soumu@town.sera.hiroshima.jp

